

(物品購入、委託業務等)

## 入札契約関係書類の押印見直しに関するお知らせ

令和3年1月1日から下記のとおり押印見直しを行いますのでお知らせします。

### 1. 押印を不要とする書類

- ・ 入札書（紙入札時）
- ・ 見積書（紙見積時）
- ・ 請書
- ・ その他の契約関係書類（下記の「2. 今後も押印が必要な書類」を除く）

### 2. 今後も押印が必要な書類

- ・ 契約書
- ・ 契約変更時における協議書

### 3. 留意事項

- ・ 押印を不要とした書類の提出時に担当者名や連絡先を確認する場合がありますのでご協力ください。
- ・ 従来どおり押印した書類であっても提出は可能です。
- ・ 押印が不要となっても、紙の入札書や紙の見積書について電子メールやFAXにより提出することはできません。  
(持参や郵送となります。)  
(参考見積の場合は電子メールやFAXも可能です。)
- ・ あいち電子調達共同システムによる案件の場合は、入札書や見積書の提出方法について変更はありません。
- ・ その他詳細な点については、入札公告及び指名通知記載内容並びに契約担当課の指示に従ってください。

(お問合せ先)  
豊橋市役所 契約検査課  
電話 0532-51-2150